

生命を脅かす病気の子どもと家族の
療養生活支援施設 整備運営事業者
公募要項

令和元年8月

横浜市医療局医療政策課
(TEL 045-671-4827)

<目 次>

第1章 事業の概要

1. 趣旨
2. 施設に求める役割
3. 土地の概要
4. 事業スケジュール（予定）

第2章 事業条件

1. 基本的な考え方
2. 公募条件
 - (1) 関係法令等
 - (2) 土地の貸付について
 - (3) 土地に関する諸条件
 - (4) 設計等に関する諸条件
 - (5) 工事等に関する諸条件
 - (6) 人員配置について
 - (7) 補助金等について
 - (8) 運営について
 - (9) 事業評価の実施
 - (10) 私権の制限
 - (11) リスク分担
 - (12) 確約書の提出
 - (13) 協定の締結
 - (14) 事業内容等の変更

第3章 応募条件・応募方法

1. 応募者の資格
 - (1) 応募資格
 - (2) 欠格事項
 - (3) 失格事項
2. 応募の手続き
 - (1) 応募要項の配付
 - (2) 質問の受付
 - (3) 質問に対する回答の公表等
3. 応募書類の提出方法
 - (1) 受付期間及び受付時間
 - (2) 提出場所及び提出方法
 - (3) 応募書類及び提出部数
 - (4) その他注意事項

第4章 審査方法・審査基準等

1. 審査方法
2. 審査基準
3. プレゼンテーション及びヒアリングの実施
4. 審査結果の通知及び公表

第5章 担当窓口

資料

- 1 敷地図
- 2 公図
- 3 地積測量図
- 4 地中埋設物位置図

生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設 整備運営事業者公募要項

第1章 事業の概要

1. 趣旨

医療技術の進展に伴い、小児がんや難病など生命脅かす病気等を患う子どもの生命を救えるようになった一方、それらの病気等により、長期間の療養生活を余儀なくされる子どもが増えており、そのような子どもや家族の療養生活の質の向上への対策が重要性を増してきています。

本市では、これらを小児医療政策上の大きな課題の一つとしてとらえ、「よこはま保健医療プラン 2018」において、小児医療施策の一環として、これらの活動を行う民間団体等の活動を支援することとしています。

そこで、市有地を活用した生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設（以下「支援施設」という。）の整備・運営を行う事業者を公募します。

2. 施設に求める役割

生命を脅かす病気とともに生きる子どもとその家族は、医療機関や在宅で治療に専念せざるを得ず、家族や友達と外出できるような場所もかなり限られています。

本来、病気を患っていても子どもは日々成長しており、「遊び」や「学び」等様々な体験を必要としています。

当該施設は、家族と一緒に訪れ安心して過ごせる場所として、子どもや家族それぞれの状態と希望に合わせた支援を行うことで子どもや家族の生活を支える役割を持つ施設です。

また、地域交流を通じて、このような子どもや家族を取り巻く状況の理解促進や普及啓発に取り組み、子どもや家族を地域全体で支えるベースの一端を担います。

3. 土地の概要

整備地となる土地の概要は次のとおりです。（資料1，2を参照）

所在地	金沢区六浦東一丁目4853-3	面積	727.27㎡
区域区分	市街化区域	用途地域	第1種中高層住居専用地域
建ぺい率	60%	容積率	150%
高度地区	第3種高度地区	緑化地域	緑化地域
防火地域及び準防火地域	準防火地域	風致地区	風致地区指定なし

4. 事業スケジュール（予定）

事業者公募開始から、事業者の決定、開所までの流れは次のとおりです。

令和元年8月1日（木）	公募要項配付開始
令和元年8月13日（火）～ 8月23日（金）	質問受付
令和元年8月30日（金）	質問回答
令和元年9月2日（月）～ 9月20日（金）	事前相談
令和元年9月24日（火）～ 9月30日（月）	応募書類（事業計画書）提出受付期間
令和元年9月30日（月） 17時まで	応募書類（事業計画書）提出締切
令和元年10月中旬	審査（応募者ヒアリング）
令和元年10月下旬	審査結果通知の送付・公表 覚書提出
令和元年11月～ 開所約6か月前	<ul style="list-style-type: none">・基本設計、実施設計・施工業者入札、契約、発注・建設工事・現地確認（医療局）・協定書協議
令和3年8月末	施設開所（供用開始最終期限）

第2章 事業条件

事業計画の応募にあたっては、前章の「1. 趣旨」「2. 施設に求める役割」を十分理解いただいた上で、次の「1. 基本的な考え方」「2. 公募条件」を満たす内容としてください。

1. 基本的な考え方

- (1) 施設の役割に次の点を持たせ、公益事業として実施すること。
 - ア 親子で共に過ごせる安心・快適な環境で遊びや学びを支援する場所
 - イ 地域交流を通じ、小児緩和ケアや医療的ケア児等を取り巻く状況の普及啓発や理解の促進を行う場所
- (2) 施設の主な利用対象者を「生命を脅かす病気を患う子どもとその家族」とすること。
- (3) 居住区が横浜市内、または治療している医療機関が横浜市内にある方の優先利用を設定すること。
- (4) 地域連携や社会貢献に対する取組を実施すること。
- (5) 神奈川県が想定した慶長型地震の津波の発生時、当該地は0～2mの浸水深が予想されているため、津波や高潮に十分考慮した事業計画とすること。

- (6) 政策目的上、長期的な運営（30 年以上）が可能となるような収支計画とすること。
- (7) 医療施設ではないため、医療法に抵触しないこと。

2. 公募条件

(1) 関係法令等

施設の整備・運営にあたっては、「建築基準法」、「都市計画法」、「横浜市福祉のまちづくり条例」その他関係する法令等を順守してください。

事業計画が実現可能であるか、関係法令・条例等にかかる協議や手続きについて、応募前に応募者自らが必ず関係機関に確認を取ってください。

(2) 土地の貸付について

ア 根拠

市有地の貸付については、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」（昭和 39 年横浜市条例第 6 号）（以下「条例」という。）及び「横浜市公有財産規則」（昭和 39 年横浜市規則第 60 号）に定める規則によります。

イ 貸付契約

事業者を決定した後に、市有地の土地貸借契約を締結します。

ウ 用途指定と期日

用途：支援施設の整備及び運営に使用するものとします。

期日：令和 3 年 8 月末までに施設を開所（供用開始）することとします。

エ 施設開設後の貸付期間

（ア）事業期間としての貸付期間は 30 年とします。ただし、5 年ごとに更新手続きを行うこととします。

（イ）事業期間は更新することができます。ただし、1 回目の更新は貸付期間 20 年 2 回目以降は 10 年とします。

オ 貸付期間の終了

貸付期間を終了する時は、貸付期間内に事業者が設置した建築物及び工作物等を解体・撤去し、原状回復する必要があります。

カ 貸付料

本件市有地の貸付料は、支援施設の用地として使用することを条件として、条例第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、全額減免（無償）とします。

ただし、事業運営の状況に応じて、見直すことができるものとします。

キ 行為の禁止及び制限

事業者は整備した施設について、次に示す行為（例示列挙）を行い又は第三者に行わせることはできません。

なお、当該敷地内において、禁止行為以外でウで示した用途以外の目的で使用する場合は、詳細内容について本市と協議を行い、許可を受けてください。

- ① 政治的又は宗教的な用途で、施設利用者が対象となることが予想される勧誘活動及び普及宣伝活動等
- ② 営利を目的とした物品販売、支援施設と関連性の低い品目の販売
（ただし、本市の承諾を受けたものは除く）

- ③ 騒音や悪臭など、周辺環境を著しく損なうことが予想される行為
- ④ 上記の他、支援施設との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

(3) 土地に関する諸条件

ア 当該市有地と二級河川侍従川の間には河川境界線があります。河川区域の用地は神奈川県横浜川崎治水事務所が管理しており、河川境界線には次の2点の地中埋設物が存置しています。(資料3を参照)

(ア) 河川構造物がそれぞれの管理地内にまたがり存置している

(イ) 本市所有の構造物(旧建物の浄化槽)の一部が河川用地に越境している。

そのため、当該敷地で工事を行う場合は、両方で協議を行うこととなっています。

事業決定者は、設計にあたって本市と共に、神奈川県横浜川崎治水事務所と協議を行う必要があります。

なお、本市所有の地中埋設物の河川用地使用許可に関わる手続きについては、本市で行います。

イ 上記アに示したものの以外で地中埋設物があった場合で、工事に支障がある場合の処理費用についても事業者の自己負担となります。

ウ 用地等に数量の不足その他の隠れた瑕疵があることを発見しても、事業者の負担となります。

エ 建築工事に伴う造成が必要となる場合は、事業者の自己負担となります。ただし、大規模な造成が必要な場合は、本市と協議を行い承認が必要となります。

オ 当該市有地について、土壌調査を実施(H25.2)しましたが、指定基準値を超える土壌汚染は確認されませんでした。

(4) 設計等に関する諸条件

ア 施設は、地域との交流・連携等を図らなければならないことから、日影や騒音、視線等に留意するなど近隣・地域に配慮し、地域の要望等には真摯に対応してください。

イ 構造設計に関しては、建築基準法で規定する耐震性を満たす建物としてください。

(RC造：用途係数1.0以上、その他の構造：用途係数1.0以上を採用したRC造相当の耐震性を確保すること)

ウ 津波発生時に利用者が上階に避難できる構造、上階に非常用電源を設置する等、立地上、津波や高潮等に対して利用者の安全性の確保を考慮した設計としてください。

エ 設計開始時、その後必要に応じて、神奈川県横浜川崎治水事務所と協議を行います。

オ 公共性や周辺のまちなみとの調和を意識し、必要以上に豪華、華美な建物仕様にする事の無いよう配慮してください。

(5) 工事等に関する諸条件

ア 工事業者の選定や契約にあたっては、横浜市の「民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」等を参考にして、適正に執行してください。

イ 工事の施工にあたっては、必要に応じて、工事期間、振動、騒音、工事車両の通行について近隣に説明を行ってください。

(6) 人員配置について

ア 当該施設には法令等により規定された配置基準等はありませんが、次の目的から施設管理者を常勤で1名及び看護師を常勤で1名以上配置することとします。

(ア) 施設管理者の役割

利用者やスタッフなど、施設に関わる全ての人が良い環境で過ごすことができるようトータルで管理を行う

(イ) 看護師の役割

- ・医療的ケアを必要とする利用者の状態に応じた体験内容の検討
- ・利用者が治療を受けている小児専門医や医療機関のスタッフとの連携・情報交換、協力を進めるための関係性の構築
- ・町内会や大学等地域の施設や団体等との協力・連携を行うための関係性の構築

※「常勤」とは、支援施設における勤務時間が、法人の就業規則等において定められている支援施設の常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいいます。

イ その他運営に必要となる職員確保が確実に見込めるよう、具体的な計画を立ててください。

(7) 補助金等について

ア 横浜市の補助金について

「生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活施設等運営費補助金交付要綱」に基づき、運営費の一部を補助します。なお、補助金額は毎年度の予算で決定します。

(ア) 補助対象経費

看護師常勤1名分の実給与相当額

ただし上限額を5,000千円/年とします。

(イ) 補助対象期間

①施設開所準備期間（開所予定月前6か月分を上限）

②開所後5年間

運営状況を踏まえ、開所後5年の時点で見直しを行います。

（補助対象期間の考え方）



イ その他助成制度について

日本財団の助成制度など様々な助成制度が活用できる可能性がありますので、各機関に直接お問い合わせください。

(8) 運営について

- ア 支援施設の名称は、本市と協議して決定することとします。
- イ 要援護者が主な利用者となる施設のため、「横浜市要援護者施設の避難確保計画作成マニュアル」等を参考に避難計画を策定し、避難訓練を必ず実施してください。
- ウ 運営にあたって保有する個人情報の保護等に関する法令、条例等を順守し、個人情報を適正に取り扱ってください。
- エ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日の開所など、施設利用者の利便性に配慮してください。
- オ 印刷代や材料代、イベント保険料等の施設利用の際の実費相当額等、一定の利用料等を利用者から徴収する（受益者負担）ことを検討してください。ただし、営利事業や、支援施設との関連性が低い事業は実施できません。
- カ 横浜市の補助金や民間団体の助成金等の他に、施設の維持管理や長期の運営資金等のための自己資金の確保に努めてください。
- キ 事業者が所有する施設等について、関係法令等を順守のうえ、良好な維持管理を行い、利用者が公平かつ平等に利用できるよう、十分配慮するとともに、創意工夫をもって施設等の管理運営を行ってください。
- ク 事故防止に努めるとともに、事故等が発生した場合の対応や連絡体制についてマニュアルを作成するなど、利用者の安全確保に取り組んでください。また、利用者との責任分界点は明確になるようにし、同意書を作成する等トラブル防止に努めてください。なお、損害賠償責任に対応できるよう、施設賠償責任保険に加入してください。
- ケ 利用者から寄せられる苦情や要望に十分応えることの出来る体制を整えてください。
- コ 施設の役割や事業内容等について広報を行うとともに、地域へ説明し、事業への理解促進や地域の施設や団体等との協力・連携など良好な関係づくりに努めてください。
- サ 利用者の急変など緊急時に対応できるよう、近隣の医療機関と協力・連携体制を確保してください。

(9) 事業評価の実施

土地の使用用途や施設の適切な運営、事業の質やサービスの向上を図ることを目的として、次のとおり事業評価を行います。なお、具体的な実施方法や時期については、別途、協定書で定めます。

ア 事業者が実施

事業評価のための組織を設置して利用者等から意見聴取などを行う等による自己評価を毎年実施してください。

イ 本市が実施

土地貸借や補助金の執行等についての確認を、毎年行います。また、施設運営の状況や事業の質やサービスについての事業評価を、概ね5年に1回行います。

(10) 私権の制限

事業者は、事業者が所有する施設等の所有権を第三者に譲渡することはできません。また、事業者が所有する施設等を第三者に賃貸することはできません。私権の制限にかかる事項については、別途、協定書で定めます。

(11) リスク分担

事業者決定後から事業終了までの間における主なリスクについては、次の負担区分とします。これ以外の項目に関する対応は、別途協議するものとします。

リスクの種類	内容	負担者	
		市	事業者
法令変更	事業者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
物価変動	事業者決定後のインフレ・デフレ		○
金利変動	事業者決定後の金利変動		○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）、法人税等の税率等の変更		○
資金調達	事業に必要な資金の確保		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	
	事業者の責任による中止・延期		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
施設損傷	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	本市の協定内容の不履行	○	
	事業者の事由による業務並びに協定内容の不履行		○
運営リスク	施設、機器の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
第三者賠償	工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合 ※施設賠償責任保険に加入		○
損害賠償	施設、機器の不備による事故		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期		○
	自然災害等による地盤の復旧費用	○	

(12) 確約書の提出

事業者決定後、事業者は、事業計画書の内容に沿って事業を進めることについて、速やかに確約書を提出していただきます。

(13) 協定の締結

本市は、決定した事業者と細目の協議を行い、施設運営開始までに協定書を締結します。想定される主な内容は次のとおりです。

ア 法令の順守

- イ 運営状況の確認事項と確認方法
- ウ 事業評価に関する事項
- エ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- オ 運営に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- カ 私権の制限に係る事項
- キ 事業内容の変更に関する事項
- ク 協定内容の変更に関する事項
- ケ その他必要な事項

(14) 事業内容等の変更

事業者が、事業計画書に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、事前に本市と協議を行った上で、相当な理由が存すると認められる場合に限り、本市の承諾を得て事業の内容を変更することができることとします。

第3章 応募条件・応募方法

1. 応募者の資格

(1) 応募資格

応募者は、当該事業について十分な理解と熱意を有し、事業実施に必要な資力、信用、技術的能力、管理能力を有する営利を目的としない法人とし、条例第4条第1項第1号に該当すると認められる法人とします。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は応募することができません。

- ア 直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税等租税を滞納していること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定する欠格事項に該当していること。
- ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市または他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者。
- エ 部会委員が応募しようとする法人の経営または運営に直接関与していること。
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。

※本項目については、応募法人の代表者または役員に該当者がいないことを確認するため、提出書類「申請法人役員名簿（様式5）」により横浜市から神奈川県警本部に対し、照会を行います。

- カ 宗教活動又は、政治活動を主たる目的としていること

(3) 失格事項

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外とします。

- ア 公募要項に定める手続きを順守しない場合
- イ 選定審査に関する要求等を申し入れた場合

- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 暴力団の構成員又は暴力団密接関係者
- オ その他不正行為があった場合

2. 応募の手続き

(1) 応募要項の配付

ア 配付期間

令和元年8月1日（木）から令和元年9月30日（月）まで

イ 配付方法

以下の横浜市医療局ホームページからダウンロードしてください。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/iryo/>

紙様式は以下の窓口でも配付しています

横浜市医療局医療政策課 午前8時45分から午後5時まで

（土・日・祝日及び平日正午から午後1時を除く）

(2) 質問の受付

ア 受付の期間及び時間

令和元年8月13日（火）から令和元年8月23日（金）午後5時まで

イ 提出方法

指定の質問書に質問事項を記載の上、「第5章担当窓口」あて電子メールまたはファックスにて提出期限までに提出してください。

- ・電子メールの場合→件名の頭に【支援施設質問】といれてください。

確認次第、受信した旨の返信メールを送信しますが、8月23日（金）午後5時30分までに返信がなかった場合は、電話で直接ご連絡ください。

- ・ファックスの場合→送信後に担当まで電話で着信を確認してください。

※なお、電話・来訪によるお問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。

(3) 質問に対する回答の公表等

質問に対する回答は、令和元年8月30日（金）（予定）の回答日以降に以下の横浜市医療局ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/iryo/>

※今回の公募に関わる内容について、修正や追加があった場合も、上記ホームページに掲載しますので、ご留意ください。

3. 応募書類の提出方法

(1) 受付期間及び受付時間

期間：令和元年9月24日（火）から令和元年9月30日（月）までの平日

時間：午前8時45分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 提出場所及び提出方法

場所：横浜市医療局医療政策課

方法：ご持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください。

ご持参の場合→事前に電話連絡をお願いします。

送付等の場合→受付期間内必着です。

(3) 応募書類及び提出部数

提出部数：原本1部、写しを11部。なお、受付印が必要な場合は副本を提出ください。（郵送提出の場合は、副本返信用の封筒を同封してください）

提出方法：①原本及び写しのうち10部はファイル綴りとし、各書類にはページ数及びインデックスを付してください。

②写しの残り1部は、ファイルやステープラー等で留めず、インデックスも付けず、クリップ留めで提出してください。

③用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外はA4サイズに統一してください。なお、図面等はA3の蛇腹折りとしてください。

④書類の文字は原則12ポイントとしてください。

応募書類：応募書類は次のとおりです

ア 申請書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

ウ 事業収支予算書（様式3）

エ 団体の概要（様式4）

オ 申請団体の役員名簿（様式5）

カ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式6）

キ 定款、規約その他これらに類する書類

ク 法人の登記事項証明書

ケ 事業計画書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書、並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

コ 直近3か年の事業年度の資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表及び財産目録（社会福祉法人においてはこれらに準ずる書類）

サ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（直近5か年の事業年度の法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書になります）

※法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式7）

・公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額が無い場合に、提出の必要があります。

シ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類※

・労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

- ス 健康保険の加入を確認できる書類※
 - ・年金事務所又は、健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近1回分）等
- セ 厚生年金保険の加入を確認できる書類※
 - ・年金事務所又は、健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近1回分）等
 - ※加入の必要がないため、シ・ス・セのいずれかの領収書の写し等が提出出来ない場合は「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申請書」（様式8）を提出してください。
- ソ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規程等）
- タ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなどの団体の概要がわかるもの

（4）その他注意事項

ア 関係者との接触の禁止

部会委員及び本件業務に従事する横浜市職員、その他本件関係者に対して、本件応募に関する直接・間接問わず接触を禁じます。接触が認められた場合は、失格となる場合があります。

イ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとします。なお、応募は一団体につき一案とし、複数の応募は出来ません

ウ 応募内容の変更の禁止

提出された応募書類の内容を変更・追加・修正等を行うことはできません。ただし、選定部会が認めた場合はこの限りではありません。公募の内容や条件を確認し、十分な精査を行った上で応募してください。

エ 応募書類の取り扱い

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他本市が必要と認める場合は、本市は応募書類の全部又は一部を無償で使用・公表できるものとします。

また、応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

オ 応募の辞退

応募書類提出後に応募辞退する場合は、応募辞退届（様式9）を提出してください。

カ 費用負担

応募に係る経費は全額応募者の負担とします。

第4章 審査方法・審査基準等

1. 審査方法

本市の附属機関である横浜市保健医療協議会に選定部会を設置して審査を行い、その審査結果を踏まえて、本市で事業者を選定します。

<選定部会>

(五十音順)

氏名	備考
伊藤 秀一	横浜市立大学小児医療科学 主任教授
蒲池 孝一	公認会計士
北島 美樹	横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター
木暮 紀子	社会福祉士
中村 香織	横浜市社会福祉協議会 常務理事
根津 敦夫	横浜医療福祉センター港南 センター長

なお、会議は公開を原則としますが、円滑な進行及び実質的な審理を確保するため、選定部会において非公開とすることが決定されています。

2. 審査基準

事業提案を審査する際の基準は、次のとおりとし、応募書類及び面接（プレゼンテーション）により総合的に審査を実施します。

なお、応募者が1者であっても審査は行われ、選定部会の定める最低基準を満たしているかを確認します。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

項目		審査の視点	配点	係数	得点
I 組織体制			10		10
1	法人の理念・基本方針・活動実績	法人の理念、基本方針は公共性、公益性があり支援施設の整備運営事業者としてふさわしい活動実績があるか	5	1	5
2	法人の財務状況	法人の財務状況が健全であるか	5	1	5
II 事業計画			70		130
3	支援施設の必要性	支援施設を設置する必要性をどのように考えているか	5	2	10
4	支援施設の役割	個々の利用者の状態やニーズに応じたサービス内容を検討する仕組みが出来ているか	5	2	10
5		当該事業の役割を理解しているか	5	2	10

6		施設やサービス内容が安心・快適な環境で「遊び」や「学び」を支援できるものとなっているか	5	2	10
7		支援施設の機能や役割についての広報や生命を脅かす病気の子どもとその家族を取り巻く状況の普及啓発・理解促進に向けた取組があるか	5	2	10
8	利用者像	当該事業の役割を踏まえた利用者像（病態や年齢等）となっているか	5	1	5
9		市内居住者または市内医療機関患者の優先を設定しているか	5	1	5
10	地域連携・社会貢献	地域連携や社会貢献に対する取組があるか	5	3	15
11	施設の運用	施設の開所日の設定は利用者の利便性に配慮したものとなっているか	5	1	5
12	職員計画	看護師は小児専門医や医療機関との関係性が構築できる等事業に必要な経験を有しているか	5	2	10
13		人員配置や勤務体制が適切な計画になっているか必要な有資格者の確保が可能か	5	2	10
14	個人情報保護、情報公開、人権尊重への取組	個人情報保護、情報公開、人権尊重への考え方や取組が横浜市の規定や施策を踏まえた内容となっているか	5	1	5
15	事件・事故の防止体制や緊急時の対応に対する取組	事故等の防止対策、緊急時の医療機関との連携、利用者との責任分界点の明確化や苦情や要望への対応体制の構築など利用者の安全確保・トラブル防止に取り組んでいるか	5	2	10
16	防災への取組・避難計画	日常的な防災への取組や災害時の要援護者の避難計画に具体性、実行性があるか	5	3	15

Ⅲ 施設計画				15		25
	17	津波や高潮等への留意	神奈川県が公表している津波浸水予測図に留意した建物計画となっているか	5	3	15
	18	利用者や周辺環境への配慮	要援護者が利用する施設として配慮されているか	5	1	5
	19		必要以上に豪華、華美な建物仕様になっていないか	5	1	5
Ⅳ 収支計画				20		50
	20	収支計画の適切性	収支計画は長期の運営持続が見込める内容となっているか	5	3	15
	21	自主財源の確保	施設の維持管理や長期運営のための収入（寄付）確保に取り組んでいるか	5	3	15
	22	適切な費用配分	施設修繕費など、長期の施設維持を想定した費用配分となっているか	5	2	10
	23	受益者負担	利用者の負担について、適切な利用料や徴収方法の検討がされているか	5	2	10
合計						215

3. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

応募者による事業提案のプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリングを実施します。

プレゼンテーション及びヒアリングは 10 月中旬から下旬を予定していますので、実施方法や日程等を含め、詳細については、別途応募者にお知らせします。

4. 審査結果の通知及び公表

審査結果は、すべての応募者へ書面により通知します。また、選定の結果は、横浜市医療局ホームページに掲載します。

第5章 担当窓口

担当：横浜市医療局医療政策課（支援施設担当）

住所：〒231-0015

横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル4階

電話：045-671-4827

FAX：045-664-3851

E-mail：ir-policy@city.yokohama.jp

局ホームページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/iryo/>